

京都市交通局管理規程5-0（京都市交通局職員給与規程）の一部を次のように改正する。

平成17年2月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第12条中第1号及び第3号を削り、第2号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この改正規程は、平成17年3月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)